

和泉市訓令

都市デザイン部建築・開発指導室

和泉市宅地開発指導要綱（昭和53年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月17日

和泉市長 辻 宏 康

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(消防施設等)</p> <p>第20条 事業者は、開発区域内又はその周辺に、消防水利施設を和泉市消防本部開発指導基準により設置しなければならない。</p> <p>2. 事業者は、地上階数が4以上又は<u>3階以下において三連はしごによる消防活動が不可能な階を有する建築物を建築する場合は、はしご車等の消防車両が開発区域外から進入できる進入路及び当該車両が活動することができる空地、空間を和泉市消防本部開発指導基準により設けなければならない。</u></p> <p>3. 略</p>	<p>(消防施設等)</p> <p>第20条 事業者は、開発区域内又はその周辺に、消防水利施設を和泉市消防本部開発指導基準により設置しなければならない。</p> <p>2. 事業者は、地上階数が4以上又は軒高1.2m以上の建築物を建築する場合は、はしご車等の消防車両が開発区域外から進入できる進入路及び当該車両が活動することができる空地、空間を和泉市消防本部開発指導基準により設けなければならない。</p> <p>3. 略</p>

新	旧
4. 略	4. 略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

和泉市訓令

都市デザイン部建築・開発指導室

和泉市宅地開発指導要綱施行基準（昭和53年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月17日

和泉市長 辻 宏 康

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
3. 道路築造基準	3. 道路築造基準
(1) 略	(1) 略
(2) 道路幅員の基準（有効幅員）	(2) 道路幅員の基準（有効幅員）
略	略
標準断面図	標準断面図
(イ) U型側溝の場合	(イ) U型側溝の場合
略	略
(ロ) U型側溝の場合	(ロ) U型側溝の場合
略	略

新	旧
(ハ) 可変側溝の場合 <u>(スリット付タイプを標準とする)</u>	(ハ) 可変側溝の場合
略	略
<p>可変側溝の場合は、宅地側の境界から450mmを確保したところから、道路有効幅員とみなす。</p> <p>ただし、幅員が6m以上で、可変側溝がT-25（自動車走行用）以上の強度で設計され、車両通行上支障のない場合、宅地側の境界から道路有効幅員とみなす。</p> <p><u>長区間</u>を施工する場合、閉塞対策として、適宜横断管を設置してください。</p> <p><u>雨水取付管接続箇所には、グレーチングを設置すること。</u></p> <p><u>現道との接続部や回転帯設置箇所に可変側溝を整備する場合は、横断用を設置すること。</u></p> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8. <u>電柱等は私有地（道路敷以外）に建柱することを原則とし、やむを得ず道路敷地に建柱する場合は、有効幅員4m以上確保すること。</u></p> <p>9～11 略</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>可変側溝の場合は、宅地側の境界から450mmを確保したところから、道路有効幅員とみなす。</p> <p>ただし、幅員が6m以上で、可変側溝がT-25（自動車走行用）以上の強度で設計され、車両通行上支障のない場合、宅地側の境界から道路有効幅員とみなす。</p> <p><u>長径間</u>を施工する場合、閉塞対策として、適宜横断管を設置してください。</p> <p><u>原則4mに1箇所、グレーチングを設置してください。</u></p> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8. <u>道路に電柱等を建立する場合は、有効幅員4m以上確保すること。</u></p> <p>9～11 略</p> <p>(3)～(7) 略</p>

新	旧
<p>(8) 道路集水ます</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) U型側溝（可変側溝含む）に設置する道路集水ます</p> <p>(a) U型側溝（可変側溝含む）に取付管または横断管を接続する場合、集水ますを設置し、<u>落差を設けて接続すること。</u></p> <p>(b) 取付管または横断管の管径は、<u>300mmを標準とし、流量等条件により増径等を行う場合は、別途協議とする。</u></p> <p>(c) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路の縦断勾配は<u>8パーセント以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は市と協議し小区間に限り10パーセント以下とすることができる。（道路構造令第4種第4級道路、設計速度30km/h）</u></p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) 歩道切下げ等</p> <p>(イ) 車両乗入れ部設置に伴う歩道切下げ</p> <p>(a)～(d) 略</p> <p>(e) 車両乗入れ部の構造</p>	<p>(8) 道路集水ます</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) U型側溝（可変側溝含む）に設置する道路集水ます</p> <p>(a) U型側溝（可変側溝含む）に取付管または横断管を接続する場合、<u>集水ますを設置すること。</u></p> <p>(b) 取付管または横断管の管径は、<u>300mm以上とすること。</u></p> <p>(c) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路の縦断勾配は<u>全て7パーセント以下とする。ただし、地形等特別の理由がある場合は市と協議すること。</u></p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) 歩道切下げ等</p> <p>(イ) 車両乗入れ部設置に伴う歩道切下げ</p> <p>(a)～(d) 略</p> <p>(e) 車両乗入れ部の構造</p>

新	旧
<p>①、② 略</p> <p>③歩車道境界の段差は、5 cmを標準とし、テーパー付の縁石<u>(車両出入口部 I 型 (大阪府デザイン))</u>を用いるものとする。</p> <p>車両乗入れ部の構造図等 略</p> <p>車両乗入れ部の設置例 略</p> <p>(ロ) 略</p> <p>(ハ) 略</p> <p>(ニ) 略</p> <p>(15) ~ (23) 略</p> <p>4. 排水施設に関する基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 計画下水量の算定</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 計画雨水量は次により算定しなければならない。</p> <p>流出雨水量の算定基準</p> <p>合理式</p> $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$	<p>①、② 略</p> <p>③歩車道境界の段差は、5 cmを標準とし、テーパー付の縁石を用いるものとする。</p> <p>車両乗入れ部の構造図等 略</p> <p>車両乗入れ部の設置例 略</p> <p>(ロ) 略</p> <p>(ハ) 略</p> <p>(ニ) 略</p> <p>(15) ~ (23) 略</p> <p>4. 排水施設に関する基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 計画下水量の算定</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 計画雨水量は次により算定しなければならない。</p> <p><u>(a)</u> 流出雨水量の算定基準</p> <p>合理式</p> $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$

新	旧
<p>Q : 計画雨水量(m<sup>3</sup>/sec)</p> <p>C : 流出係数(原則0.9)但し、0.9を採用しない場合については、市長と別途協議すること。 ※宅地造成工事規制区域内の宅地については、0.9とすること。</p> <p>A : 排水面積(ha)</p> <p>I : 降雨強度(mm/hr)</p> $I_{10} = \frac{460}{t^{0.55}} \quad (\text{シャーマン型})$ <p>I<sub>10</sub> : 10年確率降雨強度(mm/hr)</p> <p>t=t1+t2 : 流達時間(分)</p> <p>t1 : 流入時間(5~10、標準7)(分)</p> <p>t2=L / (V×60) : 流下時間(分)</p> <p>V : 仮定流速1.0~2.0、標準1.5(m/sec)</p> <p>L : 最長流下距離(m)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 施設基準</p>	<p>Q : 計画雨水量(m<sup>3</sup>/sec)</p> <p>C : 流出係数(原則0.9)但し、0.9を採用しない場合については、市長と別途協議すること。 ※宅地造成工事規制区域内の宅地については、0.9とすること。</p> <p>A : 排水面積(ha)</p> <p>I : 降雨強度(mm/hr)</p> $I_{10} = \frac{460}{t^{0.55}} \quad (\text{シャーマン型})$ <p>I<sub>10</sub> : 10年確率降雨強度(mm/hr)</p> <p>t=t1+t2 : 流達時間(分)</p> <p>t1 : 流入時間(5~10、標準7)(分)</p> <p>t2=L / (V×60) : 流下時間(分)</p> <p>V : 仮定流速1.0~2.0、標準1.5(m/sec)</p> <p>L : 最長流下距離(m)</p> <p><u>(b) 幹線の計画雨水量は20%増しとすること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 施設基準</p>

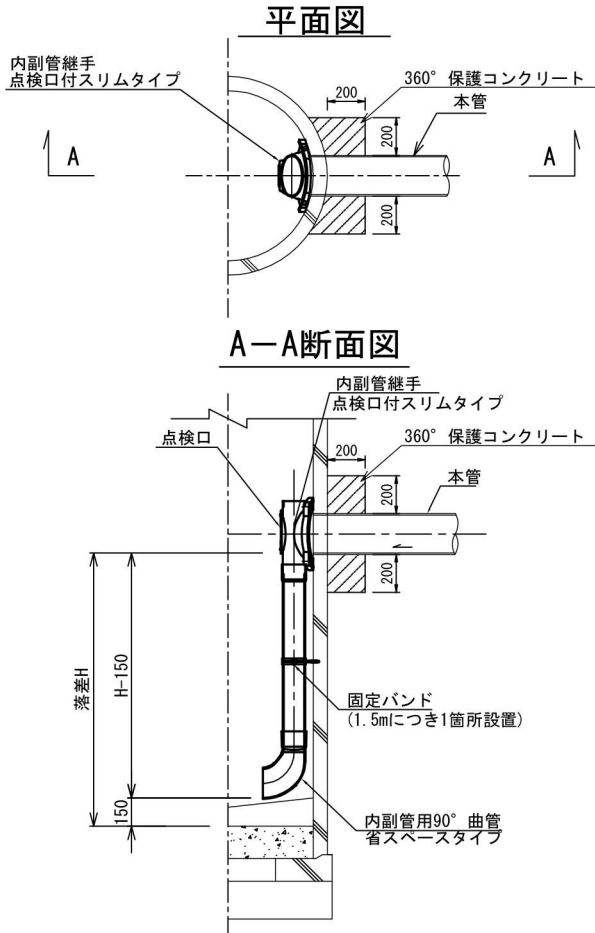
新	旧
<p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 人孔</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 種類及び構造</p> <p>a、b 略</p> <p>c、中間点の人孔は、流入部と流出部で1 cm以上の落差を設けること。<u>但し、鋭角流入の場合は5 cm以上の落差を設けること。</u></p> <p>d、会合点の人孔は、流出部と会合部で5 cm以上の落差を設けること。</p> <p>e～m 略</p> <p>標準マンホールの形状別用途</p>	<p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 人孔</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 種類及び構造</p> <p>a、b 略</p> <p>c、中間点の人孔は、流入部と流出部で1 cm以上の落差を設けること。</p> <p>d、会合点 (<u>流入管渠が鋭角 (90° 以上) を含む</u>) の人孔は、流出部と会合部で5 cm以上の落差を設けること。</p> <p>e～m 略</p> <p>標準マンホールの形状別用途</p>
略	略
特殊マンホールの形状別用途	特殊マンホールの形状別用途
略	略
別紙②	別紙①
1号組立マンホール (内径900mm) 標準構造参考図 (汚水)	1号組立マンホール (内径900mm) 標準構造参考図 (汚水)

新	旧
略	略
1号組立マンホール（内径900mm）標準構造参考図（雨水） 略	1号組立マンホール（内径900mm）標準構造参考図（雨水） 略
楕円組立マンホール標準構造図 略	楕円組立マンホール標準構造図 略
小口径塩ビマンホール標準構造図 略	小口径塩ビマンホール標準構造図 略
(ハ)～(ホ) 略 (5)、(6) 略 5～10 略	(ハ)～(ホ) 略 (5)、(6) 略 5～10 略

附 則

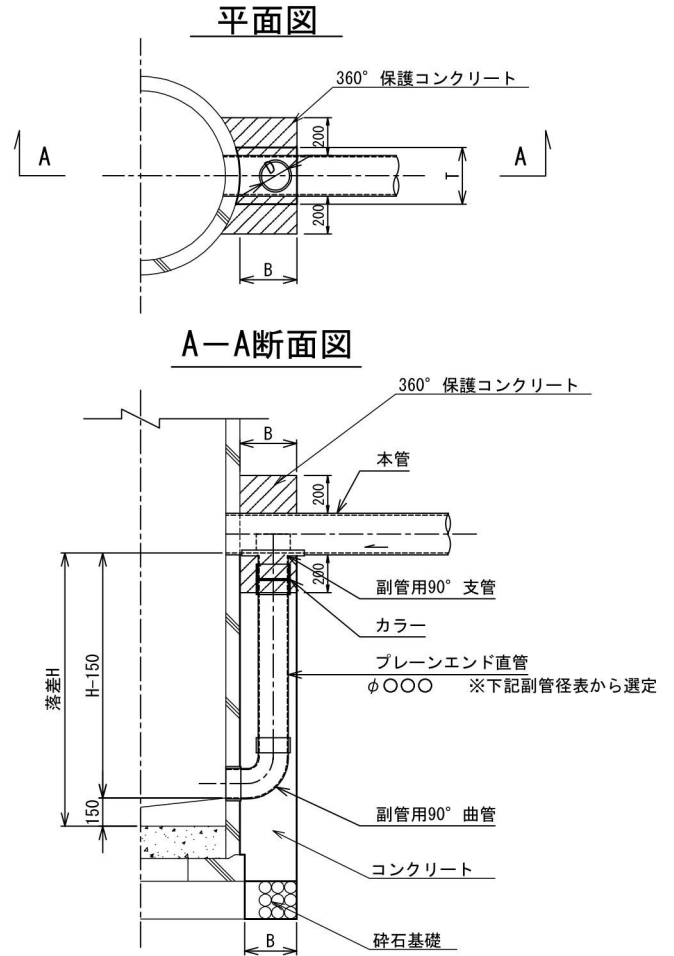
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

### 内副管構造標準図



流入管	内副管 D	外副管 D	B	T
150	150	100	250	300
200	150	150	300	350
250~400		200	350	400
450~500		250	400	450

### 外副管構造標準図



(例)

路線番号	モデル番号	副管落差 H	備考
汚水②	M.2	800	

### 人孔蓋（1号人孔）標準図

和泉市デザイン蓋（汚水）

下流側



パール穴

上流側

和泉市デザイン蓋（雨水）

下流側

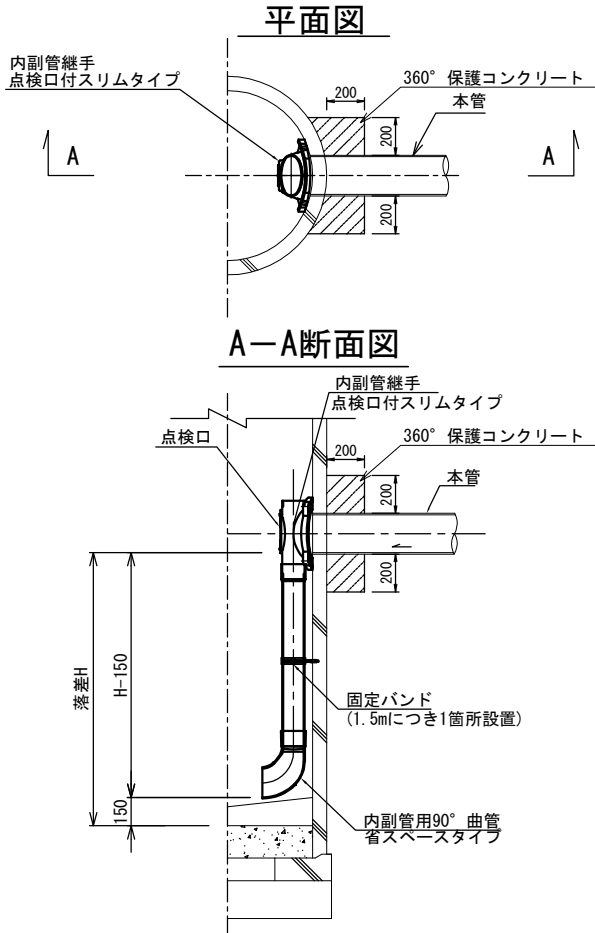


パール穴

上流側

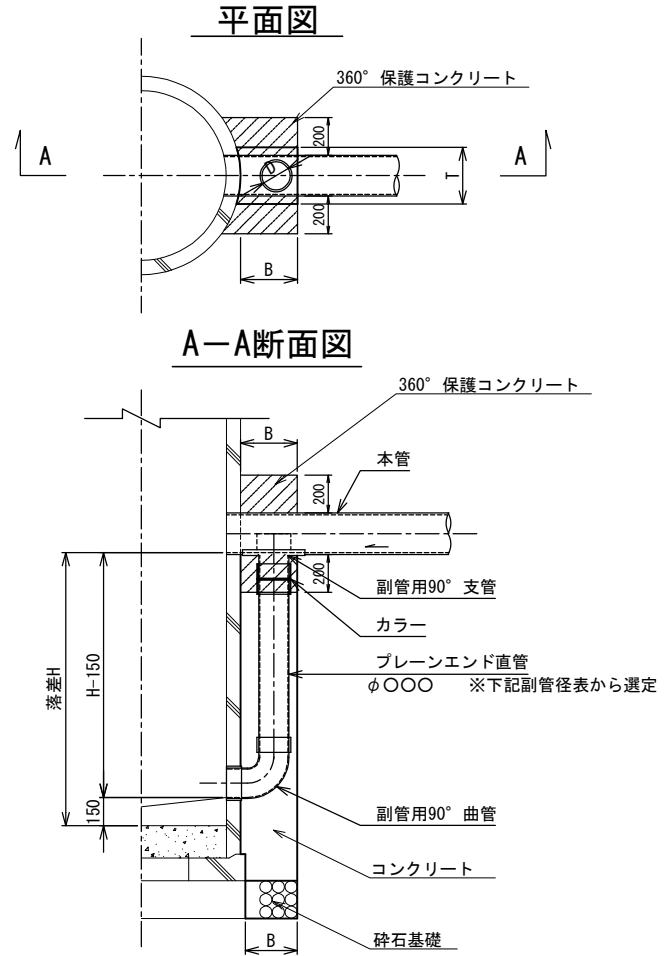
種類	主な使用場所	使用区分
T-25	道路一般	車道幅員を5.5m以上の道路を適用対象とする。但し、車道幅員が5.5m未満であっても、一方通行道路等で、大型車輛の通行があり交通量の多い道路と拡幅計画道路はT-25とする。
T-14	歩道又は大型車の通行の少ない道路	車道幅員を5.5m未満の道路及び歩道とする。

### 内副管構造標準図



流入管	内副管 D	外副管 D	B	T
150	150	100	250	300
200	150	150	300	350
250~400		200	350	400
450~500		250	400	450

### 外副管構造標準図



(例)

路線番号	マンホール番号	副管落差 H	備考
汚水②	M.2	800	

### 人孔蓋標準図

和泉市デザイン蓋 (汚水)

下流側



パール穴

上流側

和泉市デザイン蓋 (雨水)

下流側



パール穴

上流側

種類	主な使用場所	使用区分
T-25	道路一般	車道幅員を5.5m以上の道路を適用対象とする。但し、車道幅員が5.5m未満であっても、一方通行道路等で、大型車輛の通行があり交通量の多い道路と拡幅計画道路はT-25とする。
T-14	歩道又は大型車の通行の少ない道路	車道幅員を5.5m未満の道路及び歩道とする。

和泉市訓令

都市デザイン部建築・開発指導室

和泉市宅地開発指導要綱申請要領（昭和53年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

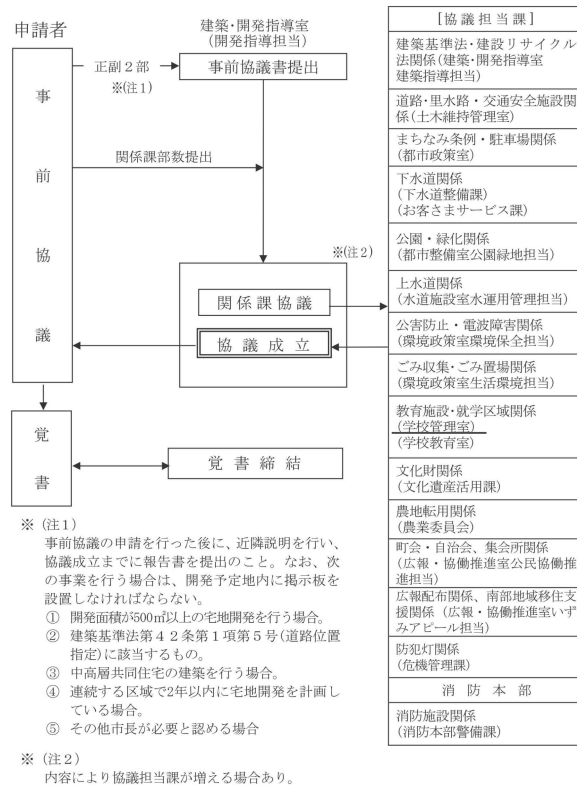
令和8年2月17日

和泉市長 辻 宏 康

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

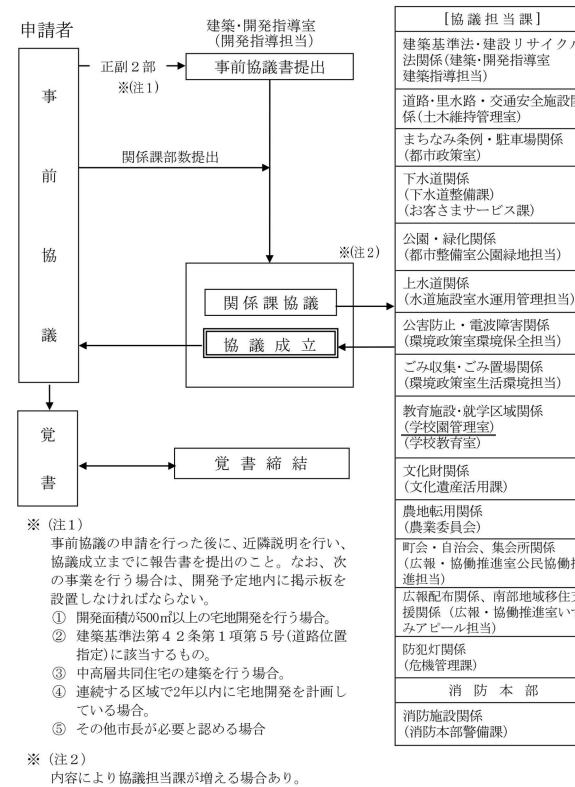
新

和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する  
条例に基づく申請手続



旧

和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する  
条例に基づく申請手続





附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。